

で運用しないということも掲げられていますが、先ほど申し上げたように、クリントンの改革案では一部積立金を「株式市場で運用する」とあったわけで、ブッシュ大統領の原則で「株式市場で運用しない」とされている理由は、株式はリスクがあるからではなくて、国によって市場を支配し、それをゆがめることにつながりかねないのではないかということとを問題視する考え方が背景にあるためだと理解をしております。

(2) にあります三つの案の概要を簡単にご紹介したいと思います。いずれの案も一定の任意加入の個人退職勘定を設ける。その分、若干保険料が社会保障税から個人年金勘定分に移るということですが、それに応じて現行の年金制度の額を一部控除する。しかしながら、個人勘定と合わせると、両方では現在よりも保障の水準は上回るということで作られております。

〔モデル1〕は、その個人勘定に振り向ける分が課税所得の2%になっております。

一枚めくって〔モデル2〕では、個人勘定に振り向ける部分が〔モデル1〕よりも少し多くなっている。〔モデル1〕ではその他の社会保障年金の部分は現行どおりであったものを、〔モデル2〕では現行年金制度についても一定の見直しをすることによって、具体的には新規裁定時の賃金スライドを物価スライドに変更する。最低賃金労働者に対する年金額のかさ上げをする。遺族年金の水準を引き上げるという形の給付の見直し、適正化、重点化があわせてセットになっている案でございます。

〔モデル3〕も同じく個人年金勘定を一部導入するわけですが、これは現在の社会保障税の外側に1%の追加拠出を行った場合に、社会保障税の内側の部分と合わせて個人年金勘定として運用を認めるということです。

さらに〔モデル3〕は〔モデル2〕と同じように、現行の年金制度についてもスライド方式、ここでは賃金スライドと物価スライドの中間でスライドをする、早期退職者に対する減額率の見直しや退職後の労働によっても受給が増えるようにするといった労働参加への影響の配慮、高所得者に対する給付費の削減と賃金の低い者に対する年金の重点化、遺族年金の見直しといった形の現行制度の見直しを合わせてセットで行うというものでございます。

以上の三つの案が、ブッシュ大統領の設けた委員会で提案されたものですが、いずれも現行年金制度の一部に個人勘定を導入する案ですが、公的年金全体を民営化する動きはないものと理解をしております。

この改革案はいずれもまだ委員会の報告にとどまっておりますので、今後の政治的な状況もあわせて見直しは現在はっきりしているものではございません。

また、こうした三つの案が提示された背景には、90年代の株価の好調、確定拠出年金が普及してきたことが一つの背景にあり、またアメリカの貯蓄率の低さも反映しているのではないかと考えております。

次の9ページをお開きいただきますと、ドイツの近年の改革の内容についてまとめてございます。ドイツも同様に高齢化の進行が非常に急速に見込まれるということで、現行制度のままでは、1.の(2)にございますように、2030年には現在の2割程度の保険料が26%まで上昇することが見込まれていたことがございます。

こうした背景で2001年の改革が行われましたが、それに至る前史を2で触れておりますので、少しここを触れた上で2001年の説明に移りたいと思いますが、ドイツでは1990年代初頭において、賃金スライドを可処分所得スライドに変更する、通常の支給開始年齢前に受給できる早期受給特例がございましたが、これを一部を除いて廃止をする、といった改正が行われ、さらにそれが95年には前倒しされた経緯もございます。

また、1999年には、平均余命の伸びに応じてスライドを抑制することが決まったわけですが、政権交代により凍結されたことがあり、当面の措置として2001年では可処分所得スライドを物価スライドにすることが行われております。

そうした経緯を経て2001年の改革に至ったわけですが、10ページをご覧いただきたいと思っております。

まず改革の骨子の第一は、保険料率上昇を抑制するというもので、2020年までには20%以内、2030年にも22%以内に抑え、そのために給付水準を引き下げる。具体的にはモデル年金の給付水準、現在現役世代の可処分所得の7割になってございますが、この設計を2010年から段階的に引き下げて、最終的には67%程度にすることをしております。

(3)は、現在の公的年金の給付率の見直しに合わせて、補足的な老後保障制度(任意加入、拠出建て)の個人年金といったものをあわせて創設することをしてしております。公的年金を補足する自助努力の年金制度として任意加入で拠出建ての積立老後保障制度を段階的に導入することとしております。この制度は事業主の負担は義務づけられてはおりませんが、政府による補助があります。また、拠出金は非課税ですが、給付は課税となっております。

次の11ページをご覧いただきますと、段階的に導入をされるということで、2002年から所得の1%の限度額に始まり、2008年には4%まで拠出できる形になっておりますし、

「※2」のございますように、政府による補助がございましたが、その中は基礎的な補助とともに児童がいる場合には補助額が追加されるという形で育児負担にも配慮されています。

以上の三つがドイツの改革の今回の柱ですが、そのほかにも幾つかの改正が行われております。スライド方式については、先ほどの可処分所得の所得スライドの再開とともに、今直前にご説明しました積立型の老後保障制度への積立拠出分を差し引いた形でスライドするという形の改正も行われております。

12ページに移っていただきまして、これは児童養育期間に対する配慮ということで、従来からある3歳までの育児休業期間に対する優遇措置に加えて、4歳から10歳までの子どもを養育しながら働く方、その中でも平均賃金が低い方に対する優遇措置を行っております。また、離婚しない場合にも年金分割（任意）をすることができるようにするとか、子どものいない方の遺族年金の額を若干減額をすることで給付の重点化を図ることを行っております。

最後に「参考」に改革の経緯を載せておりますが、ご覧いただきたいのは、当初2000年7月の段階では、給付水準の見直しを7割から64%に引き下げる案であったものが、最終的には67%にとどめることになったという経緯でございます。

引き続き、スウェーデンの1999年の年金改革について、その内容をご紹介したいと思います。

スウェーデンの年金改革に至る背景は大きく分けると三つございますが、その一つは、ほかの国とも同様に人口の高齢化が急速に進むことにあるわけですが、改革原案がまとめられた1994年の人口推計では、ピーク時の2035年から2040年には高齢化率が22.4%に達するものと予想がされておりました。先ほど高齢化の見通しの図をご覧いただきましたが、これは直近の推計によるもので、この直近の推計では2035年から2040年にかけて28.7から29.9と3割近くになる見通しになるということで改革の議論当時よりもさらに高齢化が進んでいることがあるように承知しております。

さらに二番目の点は、経済の低成長ということで、スウェーデンでは90年代初頭、91年から93年にかけてマイナス成長を記録していた中で、他方、物価は上昇していた経緯がございます。そこで旧年金制度では既裁定年金が物価でスライドされることであったものですから、物価に連動する年金給付費と経済成長の間に乖離が生じ、年金財政の悪化を招いていたわけでございます。

さらに三つ目の要因として、スウェーデンの年金制度、2階の付加年金の部分につきましては、15年ルール、30年ルールという形で、生涯の最も所得の高かった15年を年金額計算の基礎とするということで、生涯全体の獲得賃金は同じでも、その獲得した時期により年金額が変わってしまうことや、30年で満額年金をもらえるということで、30年を超えて

働いても保険料は徴収されるけれども、年金額に反映しないという形で労働参加に対してやや阻害的な要因を持っていた、こういったことで社会的な不公平の問題が指摘されていた背景があったわけでございます。

次に14ページをご覧くださいますと、90年代初頭から改革が始まっておりますが、1999年の改革の経過をまとめてございます。特徴的なのは、当初から超党派のメンバーによって年金改革に取り組まれてきたということがございます。

次に15ページに移っていただきますと、今回の99年の改革の主な内容をまとめてございます。大きな柱は五つございます。まず一点目の柱は、従来の年金制度が基礎年金と所得に比例する付加年金という2階建ての体系であったものを、これを所得に比例する年金の一本建てにするということで、従来1階部分を担当していた基礎年金は、事業主負担及び国庫を財源として、居住を要件として支給される、給付に連動しない、いわゆる税方式の基礎年金であったものを廃止して、所得比例型の社会保険方式の年金に体系を組み換えることをしております。さらにその一部には積立方式の拠出建ての年金をその中に設けるといことが、このイメージ図でご覧いただけるかと思えます。さらに所得比例年金の、年金額が一定額を下回る場合について、国庫負担により補足的な保証年金を支給する制度を設けることもあわせて行っております。

以上が一番目の柱ですが、二番目の内容として、制度の改革では、保険料率を将来にわたり18.5%に固定をして、その範囲で給付を行うという仕組みをしております。具体的には、ここに書いてございますように、従来19.86%であったものを合計で18.5%の保険料率にし、これを将来に向けて固定をする。その内訳は賦課方式部分が16%、先ほど申し上げた積立方式に当たる部分が2.5%になっております。

この18.5%に保険料率を固定することについては、後にご説明する給付の調整、抑制とあわせて、保険料を将来にわたり固定することをスウェーデン国民が選択をしたということでもありますけれども、その背景の一つには、この改革が議論された当時の高齢化の見通しでは、保険料水準がほぼ高原状態に入っていたということが考えられたものと思われま。この点に関しては、これから保険料の引上げをしていかなければならない我が国とでは若干状況が異なると思っております。

さらに次のページをめくっていただきまして、16ページの(3)ですが、よく概念上の拠出建て方式にしたといわれるものです。少しわかりにくいところがございますが、この中身については、本質的には賦課方式の制度設計であること、現役世代が高齢者を支えるという世代間扶養によっていることは変更がないものだと考えておりますが、年金給付の

計算式が、従来、先ほども申し上げたように、2階の付加年金部分については、30年加入で満額年金になる形であったわけですが、右側の枠囲みの中にあるように、拠出した保険料を記録し、名目賃金上昇率をみなし運用利回りとして年金原資を計算するという一方で、拠出に応じて給付額を計算する形に変更したことがその内容の本質であると思っております。

また、この右側の枠囲みの中に書いてございますように、65歳の平均余命で原資を割って算出するという一方で、平均余命が延びれば、その分コーホートの年金額は減額され、長寿化に対応した措置もあわせて講じられているところであります。

・ 四番目の柱がスライド方式の変更ですが、最初に申し上げましたように、スウェーデンでは既裁定のスライドについては、前の制度では物価スライドであったわけですが、これが経済成長と年金給付額との乖離を招いていたわけですが、新しい制度では実質的には名目賃金スライドに変更することにしております。これによって年金給付費と経済成長、それに伴った保険料収入ということになるわけですが、その乖離が生じないように配慮されています。

その名目賃金スライドは、実質賃金スライドと物価スライドを加えたものになるわけですが、このうちの実質賃金スライド分については、制度における予定の実質賃金上昇（年1.6%）を見込んでいますが、この実質賃金スライド分については、支給当初から年金額に先取りして織り込んでおります。したがって、そのとおりの成長であれば物価スライドになるわけですが、実際の賃金上昇が1.6と異なる場合には物価スライド分で調整をすることがあります。

17ページをご覧くださいますと、既裁定年金のスライド方式というところの第2パラグラフの「すなわち」というところをご覧くださいますと、実際の賃金上昇が1.6%を超えた場合には、物価スライドに加えて1.6%を超える分を上乗せしてスライドをする。また1.6%どおりであれば、物価スライドでスライドをする。

さらには、1.6%よりも下回った実質賃金上昇であった場合には、1.6%を下回った分を物価スライド分から控除することが行われるということで、賃金上昇に応じて給付の調整を行う仕組みになっています。

さらに、先ほど申し上げたように、年金給付額の中では平均余命に応じて額を算定するという一方で、長寿化に対応した年金給付の調整が行われるようになっておりますし、17ページの真ん中あたりですが、実際の受給開始年齢よりも前に60歳から受給ができるようになっておりますが、年金数理的には同等になるように年金額が調整をされることです。

さらに最後の五つ目の柱ですが、先ほどから申しましたように、保険料を18.5%に抑え、その一方で賃金変動や平均寿命の伸びに応じて給付を調整するという仕組みが設けられたわけですが、それによっても、なお、出生率の低下といった要因に対しては、年金財政の影響を完全に排除できたわけではないということから、五番目の自動財政均衡メカニズムというものを導入しております。出生率の低下による被保険者数の減少、積立金の利回りの実質的減少等の年金財政が悪化した場合、国会の議決を経ずに給付を調整できるような自動財政均衡メカニズムを設けているということがスウェーデンの年金改革の五つ目の柱です。

以上が、スウェーデンの年金改革の状況ですが、19ページをご覧くださいと、イタリアの1995年の年金改正のことに若干触れております。イタリアの95年の改革では、新規裁定時の再評価を平均GDPによって調整することや、スウェーデンと同じように、一定の期間の賃金を基に給付計算していたものを概念上の拠出建てという方式に変更することでスウェーデンと似たような改正が行われております。どちらが元祖かというのはいろいろ議論があるようですが、似たような改正が行われてきていることがございます。

最後になりますが、20ページをご覧くださいと、イギリスの年金改革の動向と直近の改革の内容をまとめてございます。イギリスは、最初に触れましたように、1階の基礎年金に加えて2階の報酬比例年金という体系になっておりますが、その2階の報酬比例年金については、一定の範囲で企業年金あるいは個人年金がそれを代行するというので、それを代行した場合には、2階部分の公的年金には入らなくても良いという仕組みが設けられております。

そういう仕組みの下であります。この改革の背景の(1)で触れてございますように、1980年代の保守党政権の時代から、高齢化の進行を見据えて給付の抑制等が1階、2階含めて行われてまいりました。その中で2階部分を担当する国家所得比例年金は、1978年に比較的遅く導入をされていたことから、企業年金が既に伝統的に普及していたということもございました。そういう中で保守党政権が2階部分を代行する企業年金、個人年金の普及をさらに促進する政策を進めてきたという状況がございました。

こういう中で、「(2) 英国年金制度の近年の問題」は、一つには私的年金、企業年金、個人年金の部分について、所得の高い人については比較的普及が進んできたわけですが、中間所得者に対して必ずしも十分なものになっていないということで、その中間所得者に対する年金水準の問題が一つの焦点になっていたこととともに、これまでの改革も反映しているのであろうと思っておりますが、経済成長に取り残された所得の低い者に対する給付の水

準の問題があわせて問題になってきたということで、これらに対応する改革が望まれてきたということがございます。

具体的には①に書いてございますように、中間層に対して企業年金、個人年金が非常に利用しづらいということがあり、また、保守党政権時代の政策も反映して、非常に低所得者の割合が増えてきたことがあったわけであります。

次のページに移っていただきまして、保守党政権下の改革の内容を簡単に触れた上で直近の改革を説明したいと思います。1980年の改革でスライド方式を従来の賃金スライドから物価スライドに変更しておりますし、88年に実施された改正では、2階部分を担当する所得比例年金の給付率を25%から20%に引き下げるといった改正を2000年から行うということがこのときに盛り込まれております。また、あわせて2階部分の所得比例年金が適用除外される企業年金等の対象を拡大するという改正も行われております。

そうしたことを経て、1999年の改革では、従来から指摘をされていた私的年金の不十分さ、具体的には中間所得者に対する年金制度の充実を図るということで、従来からの企業年金や個人年金に加えて、新しい選択肢としてステークホルダー年金と呼ばれる個人拠出、確定拠出年金の制度化を行っております。この中身は22ページの(ロ)にございますように、手数料に上限を設けることを通じて保険料水準を抑えるということで、中間所得者にとって加入しやすいものにし、これに加入することによって国家所得比例年金の適用除外になるということがございます。さらに、事業主の義務としては、給与の天引き、情報提供といった協力を行わなければならないこととされておりますが、保険料の負担は義務としては設けられておりません。任意拠出は可能でございます。

さらに、このときの改革では、男女の公平化を図ることで離婚時の年金分割の導入や遺族年金を男性にも支給できるような改正も行っております。

さらに2000年の改革では、先ほど申し上げた低所得者に対する対策として、従来の国家所得比例年金を低所得者に有利な国家第二年金として衣替えするという改正を行っております。具体的には22ページのところからありますように、年金の計算式を従来所得の2割であったものを定額給付として大幅に引き上げる。23ページの図をご覧くださいとイメージがつかめるかと思いますが、所得の低い者に対する年金額を大幅に引き上げるという改正を行っております。

イギリスの改革は、先ほど申し上げましたように、2階の所得比例年金の導入が遅かったということと、早くから給付の抑制措置が行われていたことがあって、2階部分の企業年金や個人年金の普及が進んだというように理解をしております。企業年金、個人年金が

十分であることが、公的年金の部分の担当している割合が少なくなっていることでは必ずしもないと理解しておりますが、所得が高い層はともかく、中間層に対して現在2階の企業年金と1階の基礎年金とを合わせて果たして十分な水準が確保できているのかどうか、あるいは今後も十分な機能が果たせるのかという点についてはやや疑問を感じるころはあります。

以上、非常に駆け足で恐縮でございますが、アメリカ、ドイツ、スウェーデン、イギリスの年金改革の動向についてご説明をさせていただきました。

○ 神代部会長代理

どうもありがとうございました。これまでのご説明につきまして、ご質問やご意見がありましたらどうぞ。

○ 向山委員

数字の確認をしたいのですけれども、ただいまの諸外国の年金改革の2ページのところに、スウェーデンの保険料率17.21%という数字があるのですが、その中で、この資料の15ページのスウェーデンのところに、19.86%の負担率と書いてあるのですが、これとの関係はどういう関係になっておるのでしょうか。

○ 池永国際年金企画室長

15ページの19.86%という保険料水準は、1997年の水準でございます。今回の制度改正が行われる直前の数字ということで、1997年の数字を15ページでは使っております。2ページの数字は一番直近の2001年の数字として掲載をしております。

○ 向山委員

わかりました。

○ 岡本委員

ご丁寧なご説明ありがとうございました。よく理解できました。今日は財政方式、財源ということが論点だということだから、給付水準、給付の在り方等については余り申し上げると混乱いたしますので、財源のところについて考えるところで意見を少し申し上げたいと思います。

私は、今日ご説明がありましたように、これからの公的年金の財政方式が賦課方式を基本にすること自体は否定するものではありませんし、そういう方向で議論するのはよろしいかと思っておりますが、これまでの日本の過去の30年、40年は、まさに日本が最も輝いた時でありますから、そういう社会情勢なり、人口動態等を考えて、私は賦課方式を今後とも全く無原則的に是認することについてはいささか疑問を持っておるわけであります。

ということかと言いますと、人口動態を考えて、かつまた日本の高齢化と言いますか、平均寿命が延びていくことを考えますと、財政的に逼迫して来るわけでありましたが、それを賦課方式という名の下に、現役世代に過度な負担をかけるようなことは私は避けるべきであると考えております。社会の活力というか、社会の活性化は、その時代その時代の現役世代の活力なり、若い世代の活力が非常に大事であって、年金の受給者の水準がどうというよりも、これからの日本を考えれば、そういう若い世代なり現役世代の活力というか、そういうものを私は大いに議論し、また尊重する中で賦課方式を考えるべきではなからうか、こう思っています。

そういう視点に立ちますと、私は賦課方式については、現役世代なり若い世代が負担の水準について理解ができる、納得ができるということが大原則でありまして、財政のバランスからどんどんと負担が上がっていくことがあって良いとは決して思わないわけにありますから、そういう意味で、私は賦課方式の中における現役世代なり若い方々の負担の限界というものは大いに議論して、そういう方々の活力を損なわないように、そういう方々が理解できるようにしていくべきだと思いますし、若い方々の生活を、犠牲という言葉は私はよくないと思いますが、かなり抑制してまで負担を強いるということは避けるべきでなからうか、こんなふうに思っております。

そういう意味で、長期的には今後これ以上の負担はないのだ、これがシーリング（天井）だというような展望は今回の改正の中では出していないといけないのではなからうか。それと同時に、将来の給付の展望を若い人が持てるということが大事ではなからうか、こんなふうに思っております、言ってみれば、無原則的に賦課方式で負担がどうなっても良いというような議論には私は注意していきたい、こんなふうに思っております。

○ 大山委員

年金の問題についてどう考えたら良いかということで資料をかなり出していただいておりますが、長期の問題になっておりますので、場合によると、今の若い世代の人たちの給付の安定をどうするかということを考えながら、まだ生まれていない、これから生まれてくる人たちの負担を考えることも必要なのではないか。その場合に、今、年金の問題に関しては、将来の不安などもよく言われていますので、今の若い人たちに将来の不安を解消するという意味では給付を安定させるという問題については、当然財源問題が残ると思いますが、給付を安定をさせることを基本に置いた、いろいろな議論をお願いしたいと思います。

その上で、今日財源問題があるわけですが、基本的な考え方としまして、今、年金制度

の基礎年金、報酬比例部分の関係につきまして、それぞれ微調整はあるかもしれませんが、大枠を変えないということは基本的には安定という問題で、出生率のことがこの前言われまして、一般的にはああいうデータが出れば、ますます将来の不安をおおるようなデータとして示される可能性もありますので、そういう点では現行の、そういう基礎年金あるいは報酬比例部分を大枠は変えないということで意見を申し上げたいと思いますが、一つ、基礎年金については税方式に移行すべきであるという考えです。報酬比例部分については賦課方式を原則としていくという考えで良いだろうと思います。

その上で、今日示された中での論点がありますので、その論点についてご意見を申し上げたいと思います。まず、6ページの「税方式に係る論点として考えられる点は、以下の通り」ということの一つ最初の部分であります。この中で「自助と自律の精神に立脚する我が国の経済社会全体の在り方と整合的かどうか」という問題が指摘をされております。この中で、現役時代の努力の有無に関わらず、一定の年金が支給されるという仕組みが指摘をされているわけですが、サラリーマンといいますか働く者が失業問題をどう考えるのかという問題があると思うのです。失業している労働者は別に好き好んで私は失業しているわけではないと思います。私の職場も組合の関係でも倒産をしている企業が1週間に1件ずつありますけれども、そういう中で職場を離れざるを得ないという人たちは何も望んでそういう状況になっているわけではありません。

今、職場の中で強く出てきておりますのは、これは年金の問題ですから将来の問題であります。今払っている教育ローンをどうするか、あるいは失業してからの社会保険料をどうしてくれるのか、地方税をどうしてくれるのか、住宅ローンをどうしてくれるのだという声が強いです。もちろん長期的な相談でありますから、そういう短期的な問題については別の場所でやりますけれども、基本的に失業率が5%から6%というような状況が想定されています。日本は完全雇用政策をとるという前提で完全失業率は1%を目指していくということが昔はあったんです。そういう経済政策、財政政策、国を挙げてそういう対策をとるならば、一人一人の働く者が実際に保険料を払えないという状況になった時との関係を見た場合にこれは論点になるのかどうか。失業者が多いという問題について、経済全体との在り方を考える場合にはそこを一つ論点として入れていただきたい。そういう立場からも、私は基礎年金部分については、税方式に全面的に移行すべきであるという考えを持ちます。それは今働く者の立場から言いまして、将来の不安もあるのですが、雇用の不安という問題がありまして、日々の所得の問題もありますが、社会的な制度である社会保険料等を含めて、地方税、税金等について本当に支払われるかどうかという問題を

抱えているわけでありますから、そういう問題から言って、税方式に移行すべきであるという考えを持っておりますし、その辺の失業という問題についての論点を是非入れていただきたい。

それから、7ページの貯蓄をするという関係なのですが、中間所得階層ももちろん年金ですから長いスパンで考えますから、もし、こういうふうにした場合にみんな貯金するようになるのですというだけのゆとりがあるという見通しを持っているならば良いと思えますけれども、私のところも組織の関係で言いますと、平均年齢で39歳であります、標準報酬月額32万円、所定内賃金で言いますと30万ちょっとですから、31万いっていません。今、時間外労働は減っておりますし、一時金も削られておりますので、標準報酬月額が32万円を維持できるかどうか、何とも言えませんけれども、そういう状況の中で、先ほど言いましたように、教育ローンや住宅ローンが大変だ、と失業した組合員ではなく、現に働いている労働者が言っています。一時金が今まで4カ月か5カ月保障されていたものが、将来見通し的に保障されないというような状況が生まれたりしている中で、そういう問題をどうするかということなのですが、ここで言っている中間所得階層というのは、標準報酬月額で出されています32万円との関係で言った場合に、32万円の人たちを対象にしているのかどうか、これは質問です。

同時に、今の状況から言った場合には、基礎年金部分について税方式にするとした場合には、かなりの人たちが貯蓄に回るとい方向になるのかどうかということについても、もっと深めた議論をお願いしたいと思います。以上です。

○ 岡本委員

私がマイクを独占して失礼しますが、今、大山委員のおっしゃいました失業が論点になるのではないかということについて、これはいろいろな意見があるのではないかと思います。私は将来の日本は、労働人口が年々何十万、という単位で減っていくというような社会が予想をされているわけであって、かつ、また経済財政諮問会議でおっしゃっているように、将来2%、3%の潜在成長力があって、それを顕在化するとこうなりますと。一方で、40万人、50万人、年々労働人口が減って行って、2%、3%成長させていくとすれば、私は日本の場合は短期的には今は失業の問題は私は重要な問題であることは否定しませんし、これは大事な問題なのですが、年金の議論をするときの、10年、20年、30年先の超長期の議論をするときに、私は余り失業というものが論点ということになるのかどうかについて、いささか疑問は持つておるわけであって、それよりも終身雇用がなくなっていて、労働のモビリティが高まるとか、あるいは就業の多様化によって働きの形が変わ

るとか、日本の人が外国へ行って、また帰ってくるとか、そういうようなモビリティが高まっていく中で年金制度を実務的にどうしていくかというようなことが論点になっても、失業率そのものについては、私は論点としてどうかという気は個人的にはしていません。

○ 神代部会長代理

今のお答えありますか。

○ 榮畑年金課長

32万円という方が中間所得階層になるのかということでございますが、今の厚生年金の被保険者の方の平均標準報酬月額が大体そのあたりでございます。数字だけで申しますと、平均の辺りでおられるような方ではないかと思っております。

それと関連いたすのですが、社会保険方式、税方式いずれにいたしましても、先ほどご説明させていただきましたように、何らかの形で15兆円とか23兆円といった巨額の費用の負担をしていくことを前提といたしましたときに、仮に標準報酬月額32万円の方が失業して収入がなくなったといった時に、仮に急増する費用の財源を消費税で賄うとしたら、それは失業した方までお払いになることになるわけでございます。したがって、社会保険方式だから払って税を払わないということではなくて、むしろ失業した方に対する現実の負担、所得がなくなったとしたら軽減できるかどうかとか、そういう話なのだろうかとか今のお話を聞いていて考えさせていただいたところでございます。

○ 矢野委員

今、年金部会で我々が論議しようとしていることは何であるかという基本に戻ってみますと、今の年金制度が、将来的に長期的に持続性のある制度として維持できるか、維持するにはどういう方法が良いのか、財源は何なのだろう、ということ論議しようとしているのだと思います。そうしますと、今から新しい年金制度を作ろうという、グリーンフィールドに工場を建てるという話ではなくて、既にある今の制度が、今後どうしていったら良いかということであると思います。そうしますと、今の賦課方式でこのまま行ったら、負担を上げて給付を下げる、そういう作業の繰り返しになっていくのではないか。その背景事情として、経済成長は今マイナスですが、せいぜい上がっても1%か2%とかということでありまして、少子高齢化は大変なスピードで進んでいく状況を考えると、今の方式では早晩限界に達する。既に限界に達していると言っても良いわけでありまして。

ですから今後どうするかということについては今後の議論であります。私は基礎部分については税方式、特に目的間接税という考え方についてしっかり議論する必要があると思うわけでございます。それによって年金に対する信頼が回復されるし、国民の理解も得

られるものであると思うわけです。

資料は大変よくまとまった良い資料だと思いますけれども、例えば資料2-1に、財政方式と財源についての見解が述べられておりますが、税方式というもののメリットがほんの少し書かれていて、そうではないのではないかという議論が大部分の資料なのでありますが、しっかりとその得失を双方比較して論議をすることがこの年金部会にとってまず第一にやるべきことではないだろうか、財政方式を考える場合にそれが大事なことなのではないかと思うわけでございます。

2階の報酬比例部分については、これも積立方式が良いのではないかという考えを私は持っておるわけですが、これについても現行のやり方との対比の中でしっかり議論をして、十分な比較考量に基づいた議論が必要であると思っておりますので、その点について申し上げておきます。

○ 向山委員

公的年金が果たす役割のことについて少し触れたいと思います。公的年金制度は医療保険や介護保険、こういったものと並んで、21世紀の日本が目指す福祉社会というものの基礎をなす社会保障制度の重要な構成部分であると認識しておりますが、昨今少子高齢化が進む中で、基本的にはこれからは全体として負担は避けられない、こういうことでありますが、しかしながら、こういった中で公的年金が果たす役割は、国民に安心の給付をきちんと保障するということが一番大事ではなかろうかと思っておるところでございます。今はそういった中で国の財政も厳しい、少子高齢化が進んでいるということで、とにかく負担を上げ、給付を引き下げる、こういう不安の給付に陥っているというところで、国民や特に若い人たち、さらには自営業者等についても、国民年金に対する不安が非常に強まっている、こういう実態であろうと思っております。

その中で、資料の1ページに書いてある囲みの中に、「公的年金制度は、国民のセーフティーネットの中心として」云々とか書いてありますが、セーフティーネットの意味するところを再確認をしたいと思っておりますが、このセーフティーネットの意味するところは一体何なのか。この辺を聞かせていただきたい。

○ 榮畑年金課長

すいません、ご質問のご趣旨がよくわからないのでございますが、セーフティーネット、まさに国民の生活の支え、所得がなくなるとか、障害になるとか、生活の中で困ったような事態が生じたようなとき、従来の暮らしが維持できなくなったときに、それをどこかで支えていくというような意味でのセーフティーネットの役割を果たす社会保障制度でござ

いますが、その中でも公的年金制度はそういう点では収入がなくなった、所得が下がった、そういったときのセーフティーネットの中心として位置づけられている、そういう役割があるという理解をしております。

○ 辻年金局長

非常に基本に触れることですので、私からも発言をお許しいただきたい思います。恐らく税方式の問題、そういうことにも絡んでの問題提起ではないかと思うのですが、公的年金制度がセーフティーネットとして果たす役割につきましては、もともと国民年金制度ができるときに大きな議論が行われましたが、どの国にも公的扶助、生活保護制度があるわけですから最低生活水準を割れば、生活保護制度が憲法におきましても保障されている。そういう中でむしろ生活保護制度があるわけですけれども、そこに落ちたときに救う、よく救貧と言われましたけれども、現役時代に一生懸命働いてきて、老後生活保護と、これは段差が激しいということで、防貧と言うのでしょうか、落ちることを防ぐというのが公的年金制度の役割だと、私ども歴史的にそのような経過で年金制度ができてきたと理解しております。

したがって、基本的には現役時代に所得を上げていたところが、例えば高齢になったことによって現役時代にあった稼働能力が落ち込むわけですが、その場合でも、現役世代の所得から著しく落ち込むことを防ぐことが年金制度の本質だと理解して運用に携わってまいりました。

したがって、基本的には現役時代に納めた保険料、これは現役時代に努力した生活水準に対応すると思いますが、保険料に連動して年金額の水準は決まってくるという意味を持っておるということから、国際的にも現役時代の保険料納付に連動した給付水準の年金制度が一様に作られていると理解いたしております。

そのように言いますと、セーフティーネットというのは、救貧ではなくて防貧としての機能、つまり生活保護になるべく落ちないようにする機能、現役時代から著しく落ち込まないために現役時代の所得のなにかがしかに対応したものを補てんする、このようなことをセーフティーネットと私ども理解をいたしております。

○ 大澤委員

全体に関する事と個別的な事とございます。まず全体に関する事なのですけれども、これはこの部会での議論の進め方とも関連いたします。簡単に言いますと、私はこの際、体の寸法を取り直して型紙から作り直す必要がありはしないかと思っております。90年代の改革を振り返ってみると、給付を切り下げ負担を引き上げるということを通じて信